

兵庫県公報

平成30年10月16日 火曜日 第 3046 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	3
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	3
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の指定（建築指導課）	4
○ 道路の位置指定（同）	5
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	5
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の 閲覧（砂防課）	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（同）	8
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
企業庁公告	
○ 落札者等の公示（猪名川広域水道事務所）	11
選挙管理委員会告示	
○ 政治団体から提出された平成24年分の収支報告書の要旨	12
○ 政治団体から提出された平成25年分の収支報告書の要旨	12
○ 政治団体から提出された平成26年分の収支報告書の要旨	13
○ 政治団体から提出された平成27年分の収支報告書の要旨	14
○ 政治団体から提出された平成28年分の収支報告書の要旨	14
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の解散に係る収支報告書の要旨	21
公安委員会告示	
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業許可の取消し	28
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	29
○ 同 上	29
正 誤	
○ 平成30年3月30日付け兵庫県公報第18号外中	29
○ 同 上	30

告 示

兵庫県告示第883号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成30年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

引野土地改良区
退任役員

平成30年11月22日（木）午後1時30分から

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話 (078) 341-7711・内線2550・2551



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年10月16日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山際 I (216010046)	三木市口吉川町横（別図1のとおり）	土石流

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年10月24日（水）から同年11月7日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び三木市役所

4 意見書に関する事項

- (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2
- (3) 提出期限
平成30年11月7日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月7日（月）までに、3に記載

する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年10月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大二谷 I (116010046)	三木市細川町瑞穂（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
原坂 I (116010047)	三木市細川町中里（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
上芝原 I (116010048)	三木市細川町垂穂（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
前坂 I (116010049)	三木市細川町垂穂（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
脇川 I (116010050)	三木市細川町脇川（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
荻谷 II (116010051)	三木市細川町中里（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
桃津 II (116010053)	三木市細川町桃津（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
脇川 B II (116010054)	三木市細川町脇川（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
大二谷 A II (116010055)	三木市細川町瑞穂（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
大二谷 B II (116010056)	三木市細川町瑞穂（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
入野 II (116010057)	三木市細川町瑞穂（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
瑞穂 II (116010058)	三木市細川町瑞穂（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
原坂 A II (116010060)	三木市細川町中里（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
原坂 C II (116010062)	三木市細川町垂穂（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

鍛冶Ⅱ (116010063)	三木市細川町垂穂（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
上芝原Ⅱ (116010064)	三木市細川町垂穂（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
谷口Ⅱ (116010065)	三木市細川町垂穂（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
増田AⅡ (116010066)	三木市細川町増田（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
増田BⅡ (116010067)	三木市細川町増田（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
中ノ床Ⅱ (116010068)	三木市口吉川町蓮花寺（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
大島BⅡ (116010071)	三木市口吉川町大島（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
大島AⅡ (116010072)	三木市口吉川町大島（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
蓮花寺AⅡ (116010073)	三木市口吉川町蓮花寺（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
蓮花寺BⅡ (116010074)	三木市口吉川町蓮花寺（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
蓮花寺CⅡ (116010075)	三木市口吉川町蓮花寺（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
蓮花寺DⅡ (116010076)	三木市口吉川町蓮花寺（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
蓮花寺EⅡ (116010077)	三木市口吉川町蓮花寺（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
桃坂Ⅱ (116010078)	三木市口吉川町桃坂（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
蓮花寺Ⅲ (116010079)	三木市口吉川町馬場（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
西中西谷Ⅱ (216010045)	三木市口吉川町蓮花寺（別図30のとおり）	土石流	別図30のとおり
山際Ⅰ (216010046)	三木市口吉川町横（別図31のとおり）	土石流	別図31のとおり

（別図 1 から別図31までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
平成30年10月24日（水）から同年11月7日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び三木市役所
- 4 意見書に関する事項
(i) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2

(3) 提出期限

平成30年11月7日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年1月7日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ東浦店
所在地 淡路市久留麻27-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社マルナカ
住所 香川県高松市円座町1001番地
代表者の氏名 平尾健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

ア 変更前
中山芳彦
イ 変更後
平尾健一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 変更前
中山芳彦
イ 変更後
平尾健一

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前
開店時刻 午前9時
閉店時刻 翌午前0時
イ 変更後
開店時刻 午前7時
閉店時刻 翌午前0時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前
午前8時30分から翌午前0時30分まで
イ 変更後
午前6時30分から翌午前0時30分まで

4 変更年月日